

鳥取市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第15号

鳥取市会計規則の一部を改正する規則

鳥取市会計規則（昭和39年鳥取市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第60条第3項中「電磁記録」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第68条中「証拠書類は」を「証拠書類又はこれらの電磁的記録を」に改める。

第88条の2第1項第3号中「電磁記録」を「電磁的記録」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。